

「愛媛県子ども計画(仮称)」(R7~11)の策定スケジュール (想定)

区分	6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛媛県子ども・子育て会議				第20回 会議					第21回 会議		第22回 会議	
愛媛県子ども計画※1 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県行動計画※2 ・子ども・子育て支援事業支援計画※3 ・母子家庭及び寡婦自立促進計画※4 ・子どもの貧困対策計画※5 ・少子化対策推進基本計画※6 ・子ども・若者育成支援計画※7 				骨子(案)の 審議		県計画(素案)に教育・保育の 必要量と確保方策等を反映		素案の審議	パブリック コメント	最終審議 計画案	計画の確定	
子どもの生活実態調査		調査項目等の 検討・決定		2(3歳・高校2年及びその保護者)調査票配付		集計		速報結果			調査結果	報告書完成
こどもまんなか懇談会					東・中・南予 各1回開催							

[根拠法令等]

※1子ども基本法(令和4年法律第77号)

※2次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

※3子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

※4母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)

※5子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)

※6愛媛県少子化対策推進条例(平成26年愛媛県条例第47号)

※7子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)

子どもの生活実態調査（概要案）

1 目的

- ・ 県内全域の子どもと保護者を対象とするアンケート調査を実施し、定量的情報と定性的情報の両面から、愛媛県の子どもの生活実態・幸福度・将来の希望・現在の思いを把握する。
- ・ 愛媛県の子どもたちが健康かつ幸福な状態で、未来に希望を持って生活するために、社会でサポートしていきべきことを明らかにする。

2 調査対象

- ・ 3歳児の保護者
小学2年生、5年生、中学2年生、高校2年生及びその保護者

3 調査項目

【小学2年生、5年生、中学2年生、高校2年生】

調査対象者自身のこと、将来の夢について、友達のこと、普段の生活のこと食事や健康のこと、学校や勉強のこと、普段考えていること、被災して困っていること、復興に向けて実施してほしいこと 等

【保護者】

職業（労働時間、年収）、健康状態、食事、家庭生活、子どもとの関わり、子育てにかかる費用、保護者の学歴や経験、公的支援の利用状況、被災して困っていること、復興に向けて実施してほしいこと 等

4 調査結果の活用

- ・ 集計・分析結果を各市町に提供することにより、各市町における効果的な施策展開を促進させ、子どもたちの置かれている状況の改善につなげる。
- ・ 本県における子ども・子育ての総合的な施策展開を検討し、「オール愛媛」で実施すべき重点施策やきめ細やかな事業の実施につなげる。

こどもまんなか懇談会（概要案）

1 目的

- ・令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）には、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われている。
- ・県内の各年齢の子どもを対象とした懇談会を開催し、こども・若者の意見を直接把握する。
- ・愛媛県の子どもたちが健康で幸福な状態で、未来に希望を持って生活するために、社会がサポートできることを明らかにする。

2 内容

- ・県内3箇所（東・中・南予を想定）で児童、生徒の意見を聞く懇談会を実施

3 出席者

- ・県内の小学生、中学生、高校生 各回5～10名程度

4 テーマ

自身のこと、将来の夢について、友達のこと、普段の生活のこと食事や健康のこと、学校や勉強のこと、普段考えていること、県に求めることなど

5 結果の活用

- ・こども・若者の意見を受け止め、子どもたちの置かれている状況の改善につなげる。
- ・本県による総合的な施策展開を検討し、「オール愛媛」で実施すべき重点施策の実施につなげる。